

# 告示

## 埼玉県告示第九百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和二年八月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
医療法人社団 身土不二の会 三谷歯科医院	蕨市中央二 一六―二四 一階	医療法人社団 身土不二の会	居宅療養管理 指導 介護予防居宅 療養管理指導	令和二年七月一 日
医療法人社団 嶺志会 ハラ歯科医院	朝霞市本町二 ―五―二三 ―四 フタバビル 階	医療法人社団 嶺志会	居宅療養管理 指導 介護予防居宅 療養管理指導	平成三十一年二 月一日
久米薬局	所沢市久米二 一九六―一	エーイーエム 株式会社	居宅療養管理 指導 介護予防居宅 療養管理指導	平成二十三年十 月一日
アップル薬局 松原団地店	草加市栄町三 ―六―二	株式会社アット プルケアネット	居宅療養管理 指導	令和二年五月一 日